

法科大学院教育における ICT を活用した授業の 導入に向けた取組 (6)

—— ICT を活用した授業の実践 ——

土田伸也*, 朝田良作**, 岡本薫明***, 高良鉄美****, 米田憲市***** 共著

I はじめに

中央大学法科大学院では平成 27 年度から法科大学院教育における ICT の活用について調査研究を行い、その成果を踏まえて、平成 29 年度から ICT を活用した授業を正式に導入した。国の方針では平成 30 年度から ICT を活用した授業を本格実施できるようにすることになっているので、中央大学法科大学院の取組は、この国の計画を前倒しし、実施するものといえる¹⁾。

未だ法科大学院における ICT を活用した授業が全国規模で普及していない現状に鑑みれば、ICT を活用した授業について、その実施状況を報告することには一定の社会的意義が

認められよう。そこで、以下では、中央大学法科大学院における平成 29 年度の ICT を活用した授業の概要について簡単に説明したのち、授業ごとに、当該授業の内容およびアンケート結果等について報告することにする²⁾。

II 中央大学法科大学院における 平成 29 年度の ICT を活用した 授業の概要

中央大学法科大学院では、平成 29 年度に「地域と法Ⅱ（九州地方の法律問題）」、「地域と法Ⅲ（中国地方の法律問題）」、「地域と法（米軍基地法）」、「政策形成と法」の 4 つの授業科目で ICT を活用した。これらの科目は、いずれも先端・展開科目（4 群科目）である。また、この 4 つの科目は、いわゆるサテライト方式で実施した。さらに、受講者数を基準にすると、小規模、中規模および大規模の授業で ICT が活用されたことになる。配信元、配信先および受講者数等の各授業の詳細は次頁表のとおりである。

* 中央大学法科大学院教授・ICT 委員会委員長

** 山陰法科大学院元院長・教授

*** 中央大学法科大学院客員教授・財務省主計局長

**** 琉球大学法科大学院元院長・教授

***** 鹿児島大学司法政策研究科（法科大学院）元研究科長・教授

表 中央大学法科大学院における平成 29 年度の ICT を活用した授業

授業名	単位数	授業担当者	配信元	配信先	受講者数
地域と法Ⅱ（九州地方の法律問題）	1 単位	米田	鹿児島大学	中央大学	4 名
地域と法Ⅲ（中国地方の法律問題）	1 単位	朝田	島根大学	中央大学	3 名
地域と法（米軍基地法）	2 単位	高良・土田ほか	琉球大学	中央大学	17 名
政策形成と法	2 単位	岡本・土田	中央大学	琉球大学	73 名

*上記受講者数は中央大学の学生分のみで、琉球大学では「地域と法（米軍基地法）」に7名、「政策形成と法」に4名の受講生が参加している。

上記の4つの授業科目のうち、地方大学が配信元となっている授業科目（「地域と法Ⅱ（九州地方の法律問題）」、「地域と法Ⅲ（中国地方の法律問題）」、「地域と法（米軍基地法）」）は、中央大学法科大学院が地域法曹の養成を1つの方針として掲げていることから、平成29年度に新たに開講された科目である。これらの授業科目は、いずれも地方の法律問題を素材にするが、そのためには地方で地元の法律問題に精通している専門家に授業を担当してもらうことが望ましい。しかし、地方在住の専門家に本学で授業を実施してもらうには時間的・経済的な問題がある。そこで、ICTを活用して、これらの問題を克服し、地域法曹の養成に資する授業を実施することにした。

他方、「政策形成と法」は、毎回、主に中央官庁に勤務する国家公務員の方をゲストスピーカーとして招き、国家行政上の諸問題を素材にして、法的観点を交えながら、問題の背景や解決策などを検討する授業である。通常、地方在住の法科大学院生は、中央官庁の

実務担当者による、この種の授業を受講できない。そこで、ICTを活用して地方在住の法科大学院生が中央大学法科大学院の授業に参加できるようにし、地方にいながらにして、国家行政の最前線で繰り上げられる法律問題について、実務担当者から直接、学べる機会を設けるようにした。

以上のように、法科大学院教育においてICTを活用する際には、首都圏の大学にとっても、また地方の大学にとっても、双方にメリットがあるように授業を開講することが重要である³⁾。

Ⅲ 地域と法Ⅱ（九州地方の法律問題）

1. 授業概要

この授業では、司法過疎の問題に取り組む意義から出発し、鹿児島県における有人島嶼の司法事情を紹介しながら、法の支配や、法

サービスのあり方およびその展開可能性について多角的に検討した。

授業の中では学生への質問を積極的に行うとともに、わからないときには隣席の学生との意見交換等を推奨して、アクティブな学び

が展開されるようにした。なお、この授業方法は特に遠隔授業だから採用したということではなく、担当教員の通常授業では同様の方法で授業を展開している。

2. 学生アンケート結果

(1) 遠隔授業と通常授業の比較

「遠隔授業は、従来の通常の授業（遠隔授業ではない授業）と比較した場合、教育効果が高い授業であったと思いますか。理由とともに回答してください。」というアンケート項目の結果（履修者数：4 回答数：4 回答率：100.0%）は以下のとおりである。

遠隔授業のほうが教育効果が高いと回答した者：2名
通常授業のほうが教育効果が高いと回答した者：0名
どちらでもないと回答した者：2名

【遠隔授業のほうが、教育効果が高いと思う理由】

- ・緊張感と脱力感がベストで、考えやすかった。
- ・この授業のやり方であれば、学生間での相談が容易であるため、早く正解にたどりつけるし、思考を多方面にめぐらせることができた。また、適度にリラックスして思考することもできた。

【どちらもかわらないと思う理由】

- ・特に「スクリーンごしだから」という理由で、だらけたりすることもないので、遠隔授業も、通常授業と同等に効果があると思います。
- ・先生の授業のやり方として、質問が多く、また学生同士で相談できる点がよかったと思います。遠隔授業か、通常授業かであまり差異は感じませんでした。

(2) 感想・意見（自由記述）

- ・オフマイクの際には、マイクを通して声が伝わらない分、学生同士での相談がしやすくなり、この点は遠隔授業のメリットだと思います。
- ・予習で準備したものを答えるのではなく、学生同士で相談し、考えて答えをだすという授業運営がよかった。
- ・総じて大変充実した授業でした。

3. 授業担当者のコメント

受講生が、教員による脱線的にとらえられるであろう質問にも、その伏線に気がついて回答していたほか、わからない問いにも知恵を絞ろうとする姿勢を示していた。これらのことから、多分に学生に恵まれた授業であったと思う。

今回、遠隔授業のシステムを使う際に工夫したこととして、次の諸点を指摘することが

できる。

- (1) 教員の側では、HD画質の能力を持つ小型のカメラを用意し、スクリーンの真ん中にカメラが来るように配置して、教員が学生が映っているスクリーンを見ると、学生の側では自然と自分たちが見られているようにした。
- (2) PPTやホワイトボードはもちろん、レジュメも使わず、徹底した双方向授業と学生のメモ取り習慣の涵養を指向した。
- (3) 資料は、すべて授業中に学生が所有する



「地域と法Ⅱ（九州地方の法律問題）」の鹿児島大学の授業教室

スマートフォンやタブレットによりインターネットで検索させ、適切な資料がどれかを選び取るリテラシーの涵養を促すなど、将来学生が一人でこの問題に取り組むことを想定した実践的な授業にした。

受講時の様子やアンケート結果を見る限り、おおむね工夫の成果が得られているといえよう。また、最終レポートでも、提供された資料をよく読み、授業内での教員の発言を適切に引用しながら、自らの見解を検討した成果が記述されており、質の高いレポートばかりであった。

もっとも、アンケート結果を見ると、教員による強い正解指向を学生が感じ取ってしまっており、発言しにくい事情があるように見える。この点は、遠隔授業に限らず、通常授業で双方向・多方向の授業を展開する際にも留意すべきであろう。

なお、他学部の教員や弁護士による授業参観を受け入れたが、遠隔講義のポテンシャルの大きさについて十分伝えることができたと思う。

IV 地域と法Ⅲ (中国地方の法律問題)

1. 授業概要

この授業は、山陰法科大学院での教育実践

を踏まえ⁴⁾、中央大学法科大学院の「地域法曹の養成」という教育方針に応えるために行った。

授業では、産業基盤が脆弱で過疎・高齢化がさらに進行している島根県の主な社会問題とそれらをめぐる法状況を、訴訟事例を含め取り上げ、受講生と議論しながら授業を進めたが、毎回、授業単元ごとに授業目的と事前課題を示したレジюмеと資料を事前配付し、受講生が予習してくることを前提に授業を行った。

また、地域が抱えている法律問題に対し、法曹として(特に弁護士として)どのように向き合い取組んでいけばよいのかについて、受講生に臨場感をもって考えてもらうきっかけづくりのため、授業で取り上げた法律問題に従事されてきた地元弁護士をゲストスピーカーとして招き共同で遠隔授業を行った。

授業終了後には毎回、受講生に「学習チェック票」を提出してもらい、各受講生の理解度、学習到達度をチェックするとともに、授業への感想や意見、質問なども示してもらい、それらへ答(応)えることにより、遠隔授業においてもきめ細かな学修サポートができるよう配慮した。

2. 学生アンケート結果

(1) 遠隔授業と通常授業の比較

「遠隔授業は、従来の通常の授業（遠隔授業ではない授業）と比較した場合、教育効果が高い授業であったと思いますか。理由とともに回答してください。」というアンケート項目の結果（履修者数：3 回答数：3 回答率：100.0%）は以下のとおりである。

遠隔授業のほうが教育効果が高いと回答した者：0名

通常授業のほうが教育効果が高いと回答した者：1名

どちらでもないと回答した者：2名

【従来の通常の授業のほうが、教育効果が高いと思う理由】

- ・設備の面から考えると、遠隔だと白板が見にくく、声がこもってしまう。

【どちらもかわらないと思う理由】

- ・先生が同じ空間にいないだけで、教育内容も同様であるし、質問等も気軽にできるので、どちらもかわらないと思う。
- ・レジュメの配布方法についても、通常授業と変わりはないし、また授業の実施の仕方についても、適宜、学生に答えを求められる双方向授業が行われ、この点でも通常授業と変わらない。

(2) 感想・意見（自由記述）

- ・この授業は少人数だったので、多少白板が見にくかったり、声がこもっていたりしても、その場で対処していただけたので、あまり気にならなかったです。島根の授業は朝田先生が親切で、熱意が伝わってきたので、好きな授業でした。また、島根だけでなく全国につながるようなテーマであったことも良かったです。
- ・この授業は通常授業と変わらないと感じたので、中央大学法科大学院のスタッフで担当できないのであれば、遠隔授業によって授業を行うのも良いと思う。
- ・島根という遠隔地の教授のお話を聞くことができ、とても良かったと思う。質問にも

メールでただちに返信をいただけて、遠隔授業であることの弊害は全く感じなかった。これは、特に朝田先生のご対応によるところが大きかったと思う。今後も、授業を担当される先生の対応の仕方が遠隔授業の成功・不成功に大きく影響すると感じた。

3. 授業担当者のコメント

島根大学からの初めての中央大学法科大学院への遠隔授業であったが、受講生が毎回提出した「学習チェック票」を見る限り、概ねうまく実施できたと思う。特に教育目標との関係で言えば、地域が抱えている個々の法律問題に対し法曹として（特に弁護士として）どのような姿勢で向き合い取り組んでいけばよいのかにつき受講生に考えてもらう1つのきっかけになったと思われる。

ただ、今回の授業を踏まえ考えると、主に

次のような課題ないしは改善すべき点があったと思われる。

その1つは、板書を見えやすくする工夫である。遠隔授業であることを考慮に入れ、できる限り板書をしないように授業で触れる内容についての資料を事前に配付していたが、授業の進行状況により板書をせざるを得ない場面があった。その時の板書が受講生にとって見えづらく、板書している間、授業担当者の声がこもって聞きづらいことがあったので、設備面も含め工夫する必要があるように思えた。

2つ目には、授業担当者が遠隔授業に不慣



「地域と法Ⅲ（中国地方の法律問題）」の中央大学における授業風景

れであったこともあり、ICT 機器の状態等に気をとられ、受講生に対し適切かつ十分に発問することができなかった場面もあったと思われる。この点を改善するためには、授業担当者が遠隔授業の手法に慣れ、発問の工夫はもちろんのこと、余裕をもって受講生に適切にかつ十分に発問していくスキルを身に付けることが必要であると思われた。

3つ目は、ゲストスピーカーの確保である。前述したように、地域が抱えている法律問題に対し、法曹として（特に弁護士として）どのように向き合い取組んでいけばよいのかにつき受講生に臨場感をもって考えてもらうきっかけづくりのために、毎回、授業で取り上げた法律問題に従事されてきた地元弁護士などをゲストスピーカーとして招き共同で授業を行う予定であったが、予定していたゲストスピーカーとの日程調整がうまくいか

ず、7回の授業のうち2回、地元の弁護士にゲストスピーカーとして来ていただき授業担当者と共に授業を行うこととなった。今回ゲストスピーカーとして協力していただいた方は島根県弁護士会の鳥居竜一先生と丑久保和彦先生のお二方である。地域包括支援センターの取組に関わっておられる鳥居先生には第3回目の授業で同センターの活動状況等につきお話をさせていただくことともに、地域の超高齢社会化への向き合い方、さらにはその中での弁護士の役割などについて受講生と議論しながら授業を行った。また、法テラス島根の所長をされている丑久保先生には、第7回目の「地域の法曹と公益活動」という授業単元において、弁護士会または法テラスの具体的な活動内容を引き合いに出していただきながら、「公益活動」とは弁護士にとって何であるのか、さらには、少子・高齢化が進



「地域と法（米軍基地法）」の中央大学における授業風景

み過疎化がさらに深刻となり多くの問題を抱えている島根県のような地域で、どのような「法曹の役割」が求められているのか考える授業を行った。このお二方との共同授業の時の「学習チェック票」などを見ると、地域が抱えている法律問題に対し、法曹として（特に弁護士として）どのように向き合い取組んでいけばよいのかにつき受講生に臨場感をもって考えてもらうきっかけになったことが窺われる。この点を踏まえると、今後、この遠隔授業を行う上で、各授業テーマに適したゲストスピーカーを確保することが課題である。

V 地域と法（米軍基地法）

1. 授業概要

この授業は、在日米軍基地が過度に集中する沖縄で発生している、米軍の駐留に伴う様々な問題を素材にして、日米安全保障条

約・日米地位協定の法制度やその運用状況を法的な観点から検討することを目的としている。沖縄の米軍基地に伴う問題を多面的に扱うため、各分野の研究者や、実務家が持ち回りで授業を担当した。基本的に沖縄在住の教員が授業を担当するが、中大側の専任教員1名も、正規の授業担当者となり、中大側で補助的役割を担った。

授業の実施にあたっては、中央大学法科大学院と琉球大学法科大学院の授業の開始時刻および1回の授業時間が異なるため（中央大学法科大学院は100分、琉球大学法科大学院は90分）、中大側の授業担当者が毎回、最初の10分のみ授業を担当し、前回の授業の復習や前の週に提出された受講生からのレポートについてコメントをした。

なお、授業は基本的に琉球大学法科大学院から配信されたが、業務の都合で東京に来ていた沖縄弁護士会所属の実務家教員が中央大学法科大学院で授業を実施し、その内容を琉球大学法科大学院に向けて配信したこともあった。

2. 学生アンケート結果

(1) 遠隔授業と通常授業の比較

「遠隔授業は、従来の通常の授業（遠隔授業ではない授業）と比較した場合、教育効果が高い授業であったと思いますか。理由とともに回答してください。」というアンケート項目の結果（履修者数：17 回答数：17 回答率：100.0%）は以下のとおりである。

遠隔授業のほうが教育効果が高いと回答した者：6名
通常授業のほうが教育効果が高いと回答した者：3名
どちらでもないと回答した者：7名
未回答：1名

【遠隔授業のほうが、教育効果が高いと思う理由】

- ・実際に問題に取り組んでいる方や、現場にいて日々問題を抱えながら生活している方に話を聞かなければ、意味のないテーマだったから、そのような話を聞くことができよかった。
- ・さまざまな先生からお話を聞くことができた。
- ・中央大では受けることのできない授業を受けることができ、大変興味深かったです。
- ・あまり身近ではないテーマについて授業を受けることができたのはよかったと思います。

【従来の通常の授業のほうが、教育効果が高いと思う理由】

- ・遠隔授業だと、双方向授業を行うことが難しく、やり取りの中で理解を深めるということが難しいように感じた。
- ・授業後に、その場で質問ができるという点では、従来の通常授業の方がよいと思います。

【どちらもかわらないと思う理由】

- ・遠隔授業であることと授業を受ける姿勢にはあまり関連性はないと思う。
- ・どちらにせよ、先生からみられていることには変わりがないため、集中力の程度は変わらない。

(2) 感想・意見（自由記述）

- ・基本的に満足いく授業でした。ただ、映像がうつらなくて休講になったときがあり、後日、補講を受けざるを得なくなったことは少々面倒だと感じました。
- ・大人数であるため、聞こえ方や見え方に差があるように感じた。
- ・遠隔授業のコンセプトは素晴らしい。
- ・やや不都合はあったものの、普段聞くことのできない授業を聞くことができたという点では面白かった。
- ・遠隔授業を通じて、普通なら受講することができない授業を受講できて、良い経験になり

ました。

- ・マイクや、黒板の見えにくさも最初は気になりましたが、次第に慣れました。
- ・このような授業をうけることができ、面白かったです。
- ・中大側からも質問等をすることができ、普段の授業と何ら変わらず受講することができました。良い授業でした。

3. 授業担当者のコメント

授業アンケートの結果を見る限り、受講生からは一定の評価を得ることができたようである。その理由は米軍基地法という、重要なテーマでありながら、首都圏の法科大学院では通常、学ぶことのできないテーマを取り上げたこと、そして、当該テーマを地元の日線で多角的観点から検討するために沖縄在住の様々な分野の専門家が授業を担当したことであろう。このような特性をもった本授業は、ICTを活用したからこそ実施できた授業であるといえる。

もっとも、ICTを活用した授業には授業運営上の細かな問題も発生しやすい。ただ、それらについても丁寧に対応したことが、受講生から一定の評価を得ることにつながったように思われる。たとえば、中央大側の受講生にとって板書が見づらいときがあったが、そのような場合には、琉球大側の補助教員が板書された事項をワードファイルにまとめ、授業終了後に当該ファイルを中央大側の受講者に送信したということがあった。また、ゲストスピーカーがICTを活用した授業に不慣

れであるがゆえに、マイクの持ち方が適切ではなかったり、カメラとの関係で立ち位置が適切ではなかったり、見にくい板書をしたりしたことがあったが、その際には、琉球大側の補助教員が、その場でゲストスピーカーに善処を求めたりした。さらに、中央大側の受講生が授業内容について疑問をもったときには、中央大側の教員が質問に対応できるようにした（実際に授業終了後に琉球大で授業を担当した教員ではなく、中央大側の教員に質問したりすることがあった）。以上のようなきめ細かな対応をとろうとすると、授業を提供する側にとっては一定の負担になることは否めないが、ICTを活用した授業の受講者の満足度を高めるためには、そのような対応は重要であり、場合によっては必要不可欠ともいえよう。

なお、今回は、2回分の授業を休講にした。このうち1回は、設備の不備により中央大学側で授業を受信できなかったことが原因である。もう1回は、もともと中央大学法科大学院と琉球大学法科大学院の間で授業スケジュールに違いがあったことが原因である（琉球大学側では授業日であったが、中央大学側では授業日ではなかったことが原因であ

る)。いずれも、後日、(各受講者の自宅ではなく)学内の所定の教室においてオンデマンド方式で補講を行った。

VI 政策形成と法

1. 授業概要

この授業は、もともと行政部門で活躍する公共政策ローヤーを養成するために設けられた科目である。授業では、公共政策ローヤー

に求められる問題分析の視点と柔軟な思考力を養成するため、毎回、主に中央官庁に勤務し、国家行政の最前線で活躍する国家公務員の方をゲストスピーカーとして招いて、授業を実施した。

受講者には、毎回、授業終了後にレポート(A4で1枚程度)を提出することが義務付けられている。受講生が授業教室に個人PCを持ち込んでいるが、これはレポート作成のためであって、配信先(琉球大学法科大学院の教室)の映像を受信するためではない。

2. 学生アンケート結果

(1) 遠隔授業と通常授業の比較

「遠隔授業は、従来の通常の授業(遠隔授業ではない授業)と比較した場合、教育効果が高い授業であったと思いますか。理由とともに回答してください。」というアンケート項目の結果(履修者数:74 回答数:61 回答率:82.4%)は、以下のとおりである。

遠隔授業のほうが教育効果が高いと回答した者: 9名

通常授業のほうが教育効果が高いと回答した者: 10名

どちらでもないと回答した者: 42名

【遠隔授業のほうが、教育効果が高いと思う理由】

- ・遠隔授業によって、より多くの人の意見を聴く機会を得ることができた。
- ・琉球大学の受講生がたくさん質問しており、それによって学ぶことも多かった。
- ・琉球大学の学生が積極的に質問する姿を見て、学外にもライバルがいることを意識することができた。

- ・他大学の学生からの質問を聞いて良かった。
- ・他校の方の質問を通じて、学ぶところが多かった。

【従来の通常の授業のほうが、教育効果が高いと思う理由】

- ・通常授業のように、直接、ゲストスピーカーの方のお話を伺うほうが授業に集中できると思う。
- ・機器の調子に気をつかうことになり、それに時間をとられたりする。
- ・配信に伴う手間がかかるだけだと思う。
- ・通常の授業の方が聞きとりやすい。

【どちらもかわらないと思う理由】

- ・授業の内容は変わらないし、質問ができなくなるわけでもないのだから、どちらも変わらない。
- ・中大側にとってみると、ICTに関する設備はあってもなくても同じだと思った。
- ・実際に遠隔授業の設備を用いて琉球大学の学生と意見交換したわけではないため、どちらもかわらない。
- ・中央大学で受講していたため、遠隔授業であっても、通常授業と変わらない。
- ・環境的な違いは特に感じなかった。
- ・遠隔地の方の質問に刺激を受けることもあったが、学生同士で意見交換する等の関わりがなかったため、どちらであっても、あまりかわらない。
- ・話を聞く分にはどちらも変わらない。
- ・板書があまり多くなく、レジュメの有効活用により、通常の授業と同様に話を聴くことができる。
- ・遠隔授業であっても、授業内容に変化はない。

(2) 感想・意見 (自由記述)

【積極的な感想・意見】

- ・ロースクールでしか体験できない内容で、非常に満足度は高かったです。
- ・画期的だと思った。
- ・琉球とは時間の感覚に違いがあることが感じられておもしろかった。
- ・興味深い試みだと感じた。
- ・東京に授業を担当できる人が多い以上、遠隔授業は効果的である。

- ・色々な人の意見が聞けて良いと思います。
- ・遠隔地の法科大学院においても質の高い授業を受けられる機会が提供されことになるので良いと思う。
- ・他の大学の授業に参加する等、情報技術を利用した授業を実践する価値はあると思います。
- ・中大側はゲストスピーカーの方が目の前にいらっしゃるので、他の通常授業と同じ感覚で授業に臨むことができました。
- ・双方向な部分を増やすことができれば、より多くの視点を獲得でき面白いと思う。

【消極的な感想・意見】

- ・あまり遠隔授業の必要性を感じなかった。
- ・ライブで受講している学生としては、遠隔地の学生とコンタクトをとる機会がない限り、特段メリットはないように思う。
- ・画面が小さく、とても見づらかったため、改善してほしい。
- ・スライドとカメラの映像を分けて、それぞれ別のモニターで映してほしい。



「政策形成と法」の中央大学における授業風景

3. 授業担当者としてのコメント

中央大学法科大学院は昨年秋に琉球大学法科大学院と連携協定を締結し、この協定に基づいて本授業を琉球大学法科大学院に配信した。沖縄に在住のまま、中央官庁に勤務する実務担当者から直接、話を聞く機会を得ることは難しいので、ICTを活用して琉球大学法科大学院の受講生に本授業を提供できたことは、上記連携協定の趣旨にも合致し、極めて有意義であったと考えている。

もっとも、中央大側の受講生にとってみると、通常授業と同様に担当教員やゲストスピーカーが自分たちの授業教室にいるため、通常授業と大きな変化はなく、結果として、アンケート結果でも指摘されているように、中央大側の受講生にとってはICTを活用した授業であることにそれほど大きな意義は感じられなかったようである。このような結果は、既に先行の調査研究から予想できたことでもある⁵⁾。この点、中央大生にとっても、有意義な授業にしようとするれば、授業担当者あるいはゲストスピーカーが主導して双方の法科大学院生が活発に意見交換するように授業運営をすることが考えられる。ただ、配信先と配信元の学生同士で活発な意見交換をさせるためには、ICTを活用した授業の運営に関する高度のテクニックを必要とするように思われる。そのようなテクニックを、初めて法科大学院の授業で登壇することになるゲストスピーカーに求めることが果たして適切か

否か、検討の余地があろう。

その他、本授業では両校の間で通信がうまくできないこともあったため、機材やその設定の仕方についても、さらなる検討が必要であるように思われる。

Ⅶ おわりに

中央大学法科大学院はICTを活用した授業に関する、これまでの調査研究の成果を踏まえ、平成29年度から正式にICTを活用した授業を導入したが、初年度の授業実践を通じて、いくつかの課題も新たに見えてきた。特にゲストスピーカーや、複数の教員によって持ち回りで運営する授業の場合、ICTを活用した授業の経験が皆無あるいは皆無に等しい授業担当者に対して、どのようにしてICTを活用した授業の特性を理解してもらい、また実践してもらうかは、大きな課題である。ゲストスピーカーや複数の教員によって持ち回りで運営する授業は、特色のある授業であることが多く、ICTを活用してでも他大学の法科大学院に配信する意義がある。そのため、「ゲストスピーカー等でつないでいくような授業はICTを活用した授業として相応しくない」として切り捨てるのではなく、今後、さらに実績を積み重ねて、上記課題に対する具体的な対応策（例えば教員マニュアルの作成など）を検討していくことが望ましいであろう。

注

- 1) もっとも、法科大学院における ICT を活用した授業の先行事例としては、九州・沖縄地方の法科大学院による実践例がある。また、最近になってから筑波大学法科大学院等、若干の法科大学院が ICT を活用した授業を新たに導入している。筑波大学法科大学院の取組については、土田伸也・大石和彦「法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組(4)」中央ロージャーナル 14 巻 1 号 (2017 年) 165 頁以下を参照。
- 2) 執筆分担については、各授業担当者が担当授業分につき、原稿を執筆したほか、「はじめに」および「おわりに」は土田が執筆担当した。なお、アンケートの記述欄に書かれた受講者からのコメントについては、回答の趣旨を損なわない範囲で加筆・修正をしている場合がある。ま

た、アンケート結果は中央大学の受講生に対して実施したアンケートを前提にしている。

- 3) 『平成 27 年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業 法科大学院教育における ICT の活用に関する調査研究 委託事業成果報告書』(平成 27 年, 中央大学) 26 頁参照。
- 4) 山陰法科大学院の教育理念である「地域に深く根差した法曹養成」に向けて開講してきた授業科目については、朝田良作「地域と法(独自の科目)」法律時報増刊『ロースクールジャーナル新司法試験』(2004 年) 201 頁以下。
- 5) 前掲注 3) 19 頁。

*本取組は、平成 28 年度中央大学教育力向上推進事業の一部として実施されたことを付記しておく。